

「桜の丘綾の家」小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(甲佐町指定 第4392800043号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について(契約書第18条参照)	6
7. 運営推進会議の設置	7
8. 協力医療機関、バックアップ施設	7
9. 非常火災時の対応	7
10. サービス利用にあたっての留意事項	8

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人	綾友会
(2) 法人所在地	熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野1161番地	
(3) 電話番号	096-234-1191	
(4) 代表者氏名	理事長	谷田理一郎
(5) 設立年月日	昭和59年9月29日	

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 小規模多機能型居宅介護
平成19年4月23日指定
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が、自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 桜の丘綾の家 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 事業所の所在地 熊本県上益城郡甲佐町岩下194番地1
- (5) 電話番号 096-234-0029
- (6) 事業所長（管理者）氏名 宮崎眞樹子
- (7) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月 平成19年4月23日
- (9) 登録定員 25人
(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員6人)
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください（ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります）。

居室・設備の種類		室数	備考
宿 泊 室	個室	5室	ベッド エアコン 手洗い ナースコール 和室1室
談話室		和室 14.9㎡	
居間及び食堂		床暖房付き 65.9㎡	
台所		オープンキッチン 16.0㎡	
浴室		浴槽内昇降機付き小風呂 9.0㎡	
消防設備		消火器 スプリンクラー 火災通報装置 非常放送設備設置	
その他			

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に
必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 甲佐町

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	9時～17時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	17時～9時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

※通いサービスの時間については、個別に相談に応じます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対しては指定小規模機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1人	人		1人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人	人	1人	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	6人	4人	8.5人	3名に対し1人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人	人	1人	1人	健康チェック等の医務業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1人(8時間×5人÷40時間=1人)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間： 8：30 ～ 17：30(兼務)
2. 介護支援専門員	勤務時間： 8：30 ～ 17：30
3. 介護職員	主な勤務時間： 8：30 ～ 18：00 夜間の勤務時間： 22：00 ～ 7：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間： 8：30 ～ 17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

＜サービスの概要＞（契約書第4条参照）

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。（ただし、食事代は対象外）
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴の利用は任意です。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族当に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

別紙 サービス利用料金表参照

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食：350円 昼食：550円 おやつ：100円 夕食：500円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

一泊 2,000円

ウ 洗濯代 1ヵ月長期利用希望者のみ 2,500円

エ おむつ代 実費

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払いください。

①事業所での現金支払

②自動口座引落とし

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

- ☆ 5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	実費相当額

- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について （契約書第 18 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受け

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 ホーム長 伊豆野 あや子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 第三者委員について

別紙「苦情解決の制度について」に基づき対応いたします。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

甲佐町役場 福祉課 介護保険係	所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内 719 番地 4 電話番号 096-234-1111 F A X 096-234-3964 受付時間
熊本県国民健康保険 団体連合会	所在地 熊本市健軍 1 丁目 1 8 番 7 号 電話番号 096-214-1111 F A X 096-214-1105 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑町 3 - 7 県総合福祉センター内 電話番号 096-324-5454 F A X 096-355-5440

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<p><運営推進会議></p> <p>構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等</p> <p>開 催：隔月で開催</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。</p>	
--	--

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<p><協力医療機関・施設></p>	
谷田病院	所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字岩下 1 2 3 番地 電話番号 096-234-1248
介護老人福祉施設 桜の丘綾の家	所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字岩下 1 9 4 番地 1 電話番号 096-234-0064
介護老人福祉施設 桜の丘	所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字西寒野 1 1 6 1 番地 電話番号 096-234-1191

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に添って対応を行います。また、避難訓練を年2回契約者も参加して行います。

<地震、大水等災害発生時の対応>

別紙マニュアルに従い迅速に対応いたします。

10. 虐待の防止

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊厳が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止委員会として、身体拘束適正化検討委員会、と一体的に設置・運営し、定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行うこと、その責任者は、委員会の長とする。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
- (4) 虐待またはそれが疑われる事案が発生した場合、責任者は速やかに市町村等関係者に報告し、事実確認に協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに身体的拘束適正化委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

11. 事業継続計画

事業継続計画（BCP）の策定等にあたり、感染症や災害発生の場合でも、利用者が継続して小規模多機能型居宅介護の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施いたします。

12. 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議などにおいてその対策を協議し、対応指針等を作成・掲示する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

13. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ご利用者や、同居ご家族方の感染症の症状とみられる場合は、事業所へ連絡ください。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

桜の丘綾の家 小規模多機能型居宅介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

(代筆者氏名)

印

(続柄)

ご利用の皆様へ

苦情解決の制度について

●もしご不満に思うことがあるときは

綾の家小規模多機能ホームが提供するサービスについては、すべての皆様にご満足いただけるよう職員一同日々全力を尽くしております。

しかし、サービスご利用の方ならびにご家族の方で、綾の家へのご不満や改善を望むことがありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

●第三者委員とは

第三者委員とは、サービス利用者と綾の家の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。希望される場合は第三者委員を交えて話し合いもできます。

当桜の丘綾の家の第三者委員は

関 輝明 氏 綾友会監事・行政書士
上村 美智子 氏 元甲佐町役場職員

●施設長に話を聞いてほしい場合

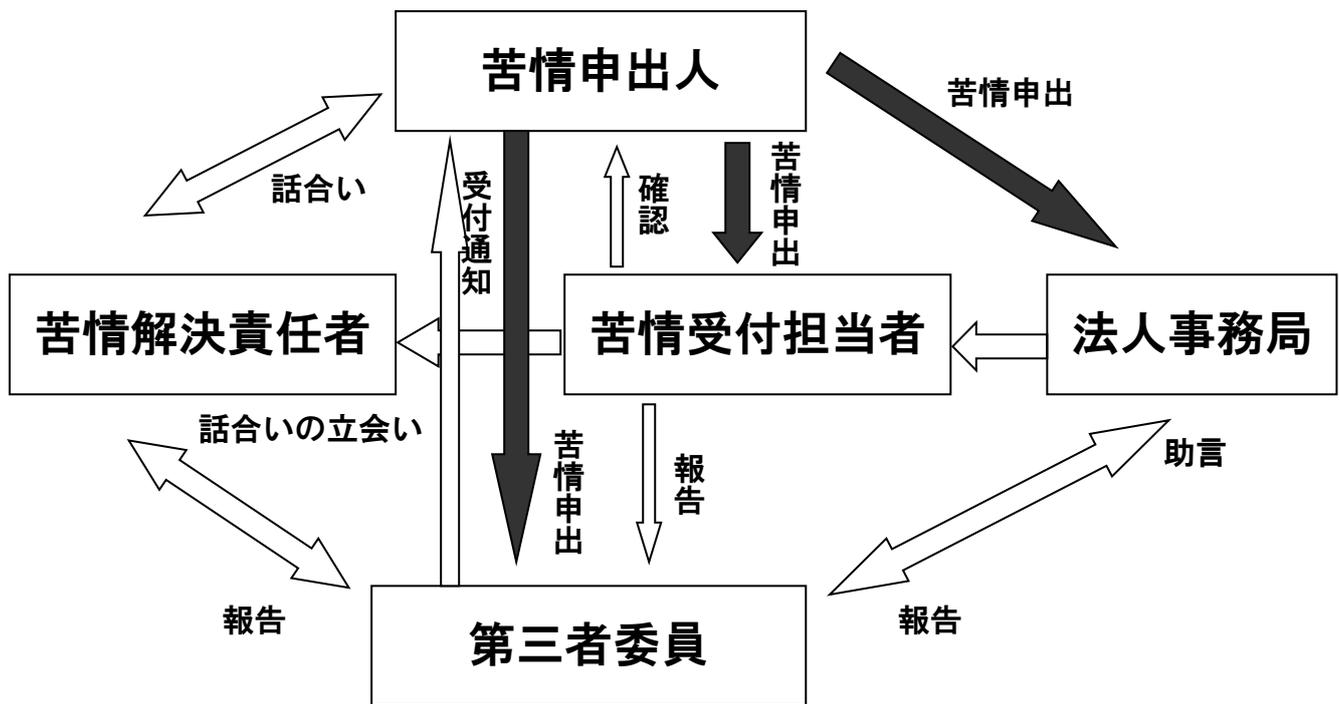
施設長は苦情解決責任者です。施設長に直接会って話し合いを希望する場合は綾の家の苦情受付担当者の伊豆野あや子までお申し出ください。

●名前を出したくないけれど・・・

匿名での苦情申し出もできますので、綾の家に備え付けの苦情受付箱へ投函するか、切手を貼って郵送してください。

●費用は一切かかりません。

●苦情解決の仕組み



苦情の申し出先

〒861-4601

熊本県上益城郡甲佐町岩下 194-1

桜の丘綾の家

小規模多機能型居宅介護事業所

苦情受付担当者

伊豆野 あや子 まで

T E L 096-234-0029

F A X 096-234-0117

〒861-4609

熊本県上益城郡甲佐町西寒野 1161

社会福祉法人 綾友会 事務局

T E L 096-234-1191

F A X 096-234-1108

E メール sakura-o@guitar.ocn.ne.jp

〒869-0416

熊本県宇土市松山町 1408-1

介護老人福祉施設桜の丘 第三者委員

関 輝明

T E L 090-7384-3172

〒861-3243

熊本県上益城郡甲佐町白旗 1329

介護老人福祉施設桜の丘 第三者委員

上村 美智子

T E L 096-234-0176

桜の丘綾の家小規模多機能型居宅介護事業所

契約書第5条参照

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額。

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額です)。

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
2. うち、介護保険から 給付される金額	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
※3. サービス利用に係る 自己負担額 (1-2)	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円
加算料金					
4. 看護職員配置加算	月700円				
5. サービス提供体制強化加算	月750円				
6. 総合ケアマネジメント加算	月1,200円				
自己負担額合計(3+4+5+6)	13,108円	18,020円	25,009円	27,327円	29,859円

※通常介護保険サービス利用分の料金は1割負担となりますが、所得に応じて負担割合が変わる場合があります。

☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に
定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった
場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、月の途中での入院の場合は次のとおりです。

①入院期間がその月の15日を超えない場合は、包括料金です。

②入院期間がその月の15日を超える場合は、半月分の利用料金をお支払い下さい。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした
料金をお支払いいただきます。なおこの場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

①登録日………利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかの
サービスを実際に利用開始した日

②登録終了日……利用者当事業所の利用契約を終了した日

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいた
だきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供
証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(重要事項説明書5(2)参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 認知症高齢者に対応する認知症加算 (主治医の意見書参照)

自己負担額

認知症加算(Ⅲ)	認知症日常生活自立度Ⅲ以上	一月につき760円
認知症加算(Ⅳ)	要介護2に該当し認知症日常生活自立度Ⅱ	一月につき460円

ウ 初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として
下記のとおり加算分の自己負担が必要になります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場
合も同様です。 自己負担額 1日あたり 30円

エ 介護職員処遇改善加算 1ヶ月利用した単位数合計の1000分の149(14.9%)に相当する料金

オ 科学的介護推進体制加算 一月につき40円

カ 生産性向上推進体制加算Ⅱ 一月につき10円

キ 栄養スクリーニング加算 6ヶ月に1回 5円

個人情報利用目的

社会福祉法人綾友会桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所では、個人情報保護法及び利用者及び家族の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者等の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所内部での利用目的

- ① 介護サービスの提供
- ② 利用者の居宅介護サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるためのサービス担当者会議での情報の提供
- ③ 介護保険事務
- ④ 介護サービスの利用にかかる桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所の管理運営のうち次のもの
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携、照会への回答
 - ・医療機関、主治医との連携
 - ・その他サービス提供に関して必要性のある場合
- ② 行政機関への情報提供を伴う利用目的
 - ・行政機関への相談または届出等
- ③ 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ④ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 桜の丘の家小規模多機能型居宅介護事業所の管理運営業務のうち次の物
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人及び家族の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事は致しません。

平成22年4月1日

熊本県上益城郡甲佐町大字岩下194番地1

社会福祉法人 綾友会

桜の丘綾の家小規模多機能型居宅介護

管理者 宮崎 眞樹子

個人情報の使用にかかわる同意書

使用目的

別紙「個人情報の利用目的」に準じます。

使用にあたっての条件

- ・必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることのないように注意します。
- ・個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。
また、要望があれば開示します。
- ・情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨を申し出てください。申し出がない場合は、同意していただけただけのものとして取り扱わせていただきます。
ただし、後から変更されることは可能です。

個人情報を使用する事業所(契約者)

所在地 熊本県上益城郡甲佐町大字岩下194番地1
事業者名 社会福祉法人 綾友会
桜の丘綾の家 小規模多機能型居宅介護事業所 電話 096-234-0029
代表者名 施設長 宮崎 眞樹子

私(利用者)及び家族にかかわる個人情報の使用について上記内容の説明を受けこれに同意しました。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

家族 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人(続柄) 住所 _____
氏名 _____ 印